

中小企業設備投資促進事業費補助金のご案内

陸前高田市では、市内の設備投資意欲の向上と経営基盤の強化を図り、もって本市中小企業の健全な発展に寄与することを目的として、「陸前高田市中心小企業設備投資促進事業費補助金」の交付制度を制定しております。下記の内容をご確認のうえ申請手続きをお願いします。

補 助 対 象 者

- ・陸前高田市に事業所を有する中小企業者、又は新たに事業所を開設しようとする者で、市税等を滞納していない事業者

対 象 業 種

- ・中小企業基本法第2条第1項各号に規定する会社及び個人。
- ・日本標準産業分類に掲げる製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所に分類される事業。

補 助 対 象 経 費

- ・中小企業者が設備の近代化及び合理化を図るため取得する機械・装置等を設置する場合に要する経費。
- ※ 取得費が税抜き単価 150万円以上であること。
- ※ 当該年度において設置工事等に着手し、かつ、完了するもの。

補 助 率 ・ 上 限 額

- ・補助率：3分の1（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）
 - ・上限額：同一の中小企業者につき1,000万円を限度とする。
- ※ 限度額に達するまで複数回申請可

申 請 書 類

- ・着手予定日の7日前までに陸前高田市中心小企業設備投資促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に下記書類を添付し提出してください。
（添付書類）
 - （1）機械・装置の取得予定額が確認出来る書類（見積書の写し等）
 - （2）取得予定の機械・装置が確認出来る書類（カタログ・仕様書等）
 - （3）市税等納付（納入）状況確認承諾書（様式第2号）

交 付 決 定

- ・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

事 業 の 完 了

- ・補助事業を完了したときは速やかに事業完了届（様式第6号）に下記書類を添付し提出してください。
（添付書類）
 - （1）支払いを証する書類（領収書等）
 - （2）設備投資の内容を証する書類（請負又は売買に係る契約書）
 - （3）完了を証する書類（写真等）

補助金の請求・支払

- ・補助事業の終了した日から30日以内に陸前高田市中心小企業設備投資促進事業費補助金交付請求書（様式第4号）を提出していただき、すみやかに支払う予定です。

（お問合せ） 陸前高田市高田町字下和野 100
商工交流部商工観光課商工ブランド係
TEL54-2111 [内線 422]

対象者	対象業種	対象経費	補助率	上限
・市内に事業所を有する中小企業 ・市内に新たに事業所を開設しようとする者	・製造業 ・ソフトウェア業 ・自然科学研究所	設備の近代化、合理化を図るための機械・装置 (税抜き単価150万円以上のもの)	1/3	同一の中小企業者につき 1,000万円を 限度とする <u>※限度額に達するまで複数回申請可</u>

手続きの流れ

